

有田市移住支援金チェックリスト

【要件について】

① 居住に関する要件

以下の全てを満たすこと

- 転入の前日まで 10 年間のうち通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（※）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者、法人役員又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと。（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者は、通学期間も移住元としての対象期間とできる。）
- 転入の前日まで連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- 令和元年 7 月 1 日以降に移住したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- 本市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 山北町、真鶴町、清川村

② 就職等に関する要件

ア～オのいずれかを満たすこと

ア 一般の場合 次の掲げる全てに該当すること。

- 勤務地が和歌山県内に所在すること。
- 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として和歌山県就活支援サイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。
- 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時に連続して 3 か月以上在職していること。
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 当該法人等に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 勤務地が和歌山県内に所在すること。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時に連続して 3 か月以上在職していること。
- 当該就業先に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 国が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 起業の場合

- わかやま地域課題解決型起業支援補助金の交付決定を受けてから 1 年以内であること。

オ 本市や地域の人々と関わりを有する者が、市内で就職する場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 本市のワンストップパーソン（移住相談ができる担当職員をいう。）へ移住相談のために本市を訪れたことがあること。
- 移住した日から 1 年以内に市内において起業、就農又は就業していること。ただし、それぞれ、以下の条件に該当すること。
 - 起業の場合は、「有田市創業支援補助金」を受けていること。
 - 就農の場合は、自ら農業を営んでいること又は有田市農業次世代人材投資事業（定住型）を受けていること。
 - 就業の場合は、次の（ア）～（カ）全てに該当すること。
 - （ア）移住者の三親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - （イ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 月以上在職している事。
 - （ウ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されるものであること。
 - （エ）就業先が雇用保険の適用事業主であること。
 - （オ）就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業者ではないこと。
 - （カ）就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

③ 世帯に関する要件

2 人以上の世帯で申請する場合、次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時に転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和元年 7 月 1 日以後に転入したこと。

【交付金額】

- (1) 単身での申請の場合 60 万円
- (2) 2 人以上の世帯での申請の場合 100 万円

※子育て世帯加算として、18 歳未満の子ども 1 人につき 100 万円が加算されます。

【交付申請】

転入後 3 ヶ月以上 1 年以内に、以下の書類を経営企画課まちづくり係までご提出ください。

共通書類

- 交付申請書（様式第 1 号）
- 誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- 写真付き本人確認書類の写し（運転免許証やパスポート、個人番号カードなど）
- 転入前の住民票除票（住所地、在住期間を確認できるもの。2 人以上の世帯で申請する場合、同一世帯に属していた事が分かるもの）
- 転入後（有田市）の世帯全員の住民票（2 人以上の世帯で申請する場合、同一世帯に属している事）
- 世帯全員の完納証明書（発行日から 1 年以内のものに限る）

東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から、東京 23 区に通勤していた方
（通算 5 年以上東京 23 区内に在住していた方は不要）

- 就業証明書、退職証明書、離職票など転入前の在勤地、就業期間、雇用保険の加入状況が確認できる書類（通学期間を含む場合は、在学期間や卒業校を確認できる書類。経営者の場合は、開業届出済証明書や個人事業等の納税証明書など。）

就職等に関する要件ア、イに該当する場合

- 就業証明書（様式第 2 号）

就職等に関する要件ウに該当する場合

- 就業証明書（様式第 3 号）

就職等に関する要件エに該当する場合

- 起業支援金の交付決定通知書の写し

就業等に関する条件オに該当する場合、次のいずれかの書類

- 有田市創業支援補助金の交付決定通知書の写し
- 有田市農業次世代人材投資事業（定住型）の交付決定通知書の写し
- 確定申告書の写し等農業を営んでいることがわかる書類又は開業届出書
- 移住支援事業に係る就業証明書（様式第 2 号）